

箱根町こども計画

〔概要版〕



計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国は、令和5年4月にこども政策を総合的に推進することを目的とした『こども基本法』を施行し、同年12月には、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指す『こども大綱』を策定しました。

本町においては、これまで推進・充実を図ってきた各施策に、こども基本法やこども大綱で推進すべきこども施策の視点を加え、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「箱根町こども計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として策定するもので、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策行動計画、子ども・若者計画、こどもの貧困解消計画、自立促進計画、母子保健計画等を盛り込んでいます。なお、本計画の策定にあたっては、「箱根町第6次総合計画」や「箱根町地域福祉計画」をはじめ、上位・関連計画等との整合性を図りながら定めています。

計画の性格

箱根町第6次総合計画

箱根町地域福祉計画

【こども計画に関する個別計画】

箱根町こども計画

- こども基本法（第10条第2項）
「市町村こども計画」
- 子ども・子育て支援法（第61条）
「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）
「次世代育成支援対策行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）
「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）
「こどもの貧困解消計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）
「自立促進計画」
- 「健やか親子21（母子保健計画）」
- 「放課後児童対策パッケージ」

【その他個別計画】

はこね男女共同参画
推進プラン

箱根町障がい者
福祉計画

その他計画等
（教育方針等）

等

3. 計画の対象

本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期とし、施策によっては40歳未満（ポスト青年期）の者も対象とします。

4. 子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に以下の4つは、あらゆるこどもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

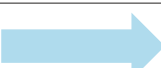
本計画においてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組みます。

- 差別の禁止(2条)
- 子どもの最善の利益(3条)
- 生命、生存及び発達に対する権利(6条)
- 子どもの意見の尊重(12条)

5. 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
本計画						
次期計画					見直し	

6. SDGsに対応した計画推進

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。本計画においては、以下の9の目標と関連づけて施策を推進します。



計画の基本方針

1. 計画の基本理念 ～箱根町がめざすまち～

こども・若者が自分らしく健やかに育ち、
みんなで子育てするまち 箱根

こども・若者の意見聴取や意見表明について

こども・若者は、生まれながらにして権利の主体です。多様な人格を持った「個」として尊重し、社会や箱根町の現状を学び、将来について考えることができるきっかけをつくるとともに、その年齢・発達に応じて様々な形で自らの意見を表明することができる機会の確保に努めていきます。

2. 大切にしたい考え方 ～基本的な視点～

▼ こどもまんなかの視点

こどもまんなかの考えのもと、すべてのこども・若者が個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、すべてのこども・若者の健やかな成長・発達・自立が保障されるような取組や支援を推進します。

▼ すべての子育て当事者の視点

すべての子育て当事者がこどもの成長に喜びを見出せるよう、子育て当事者の視点に立ち、施策を展開します。

▼ 次世代の親づくりの視点

健やかに、豊かな人間性を持つ大人、次の世代の親を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

▼ 地域でこども・若者を育てていく視点

地域社会で大人や様々な年齢の友人と交流し、体験を積み重ねることがこども・若者の成長には必要です。地域全体でこども・若者を育てていくという視点に立ち、施策を展開します。

▼ 困難を抱えるこども・若者への支援の視点

こども・若者の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、行政や家庭、学校、地域が一体となって、困難を抱えるこども・若者の視点に立ち、施策を展開します。

▼ 出会い・結婚・妊娠・出産・育児・育成まで、切れ目のない支援の視点

「少子化対策」に取り組み、出会いから結婚、妊娠・出産、育児、次代の育成と、切れ目のない支援を行います。



施策の体系

基本理念	基本目標	施策
こども・若者が自分らしく健やかに育ち、みんなで子育てするまち 箱根	1 結婚・家庭生活への支援の充実	1-1 出会い・結婚支援の充実 1-2 若者の自立を促す支援の充実 1-3 仕事と家庭生活の両立の推進
	2 出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実 【健やか親子21（母子保健計画）】	2-1 母子の健康の促進 2-2 食育の推進 2-3 思春期保健対策の充実 2-4 小児医療の充実
	3 子育て環境の整備	3-1 子育て相談・支援体制の充実 3-2 家庭におけるこどもの養育支援 3-3 親子や多世代の交流の促進 3-4 出産・育児の相談、学習機会の充実 3-5 経済的支援の充実 3-6 幼児期の教育・保育・子育て支援の充実 3-7 放課後児童対策の充実
	4 こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備	4-1 次世代の親の育成 4-2 学校教育の充実 4-3 学校教育環境の充実 4-4 家庭の教育力の向上 4-5 地域の教育力の向上 4-6 健全育成の環境づくり
	5 支援が必要なこども・若者への対応などきめ細かな取組の推進	5-1 児童虐待防止対策の推進 5-2 ひとり親家庭の支援の充実【自立促進計画】 5-3 障がい児等の発達支援の充実 5-4 その他保護を必要とするこども、困難を抱える若者への対策の充実 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく施策】
	6 生活環境の整備と安全の確保	6-1 子育てしやすい住環境づくり 6-2 安全な道路環境の整備 6-3 子育てにやさしい町の環境の整備 6-4 交通安全活動の推進 6-5 防犯活動の推進

6つの目標 ～基本目標～

基本目標1. 結婚・家庭生活への支援の充実

- ・結婚を希望する若者に出会いの場の提供や結婚につながる支援の提供を行います。
- ・若者の町内での就職を支援するために、説明会等の機会の提供やハローワークを通じた情報提供を充実します。
- ・ワーク・ライフ・バランスや働き方の改善、男性の育児への参加についての啓発を行い、仕事と子育ての両立や男女共同参画の意識の高揚を推進します。

基本目標2. 出産・妊娠期に対する健康の確保・増進と支援の充実【健やか親子21(母子保健計画)】

- ・各種健康診査等を通じて、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援を図ります。
- ・産後ケアを充実させ、母親の負担軽減を図り、心身の回復を図ります。
- ・妊娠届出時から低年齢期にかけての伴走型支援の充実を図ります。
- ・園や学校等の関係機関と連携し、地産地消をはじめとした食育を推進します。
- ・学校や専門職、関係機関と連携し、思春期保健対策の充実を図ります。

基本目標3. 子育て環境の整備

- ・こども家庭センターを中心に相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・専門職による相談支援体制の充実や多種多様な養育支援体制を充実させます。
- ・子育てシェアタウン推進事業等様々なイベントを開催し、親子や多世代が参加できる機会の創出の充実を図ります。
- ・医療費の助成、通学費補助、幼児教育・保育の無償化等の経済的支援により、子育て当事者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・放課後児童対策ではこどもたちの適切な遊び・生活の場の充実を図ります。



基本目標4. こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・思春期教育や乳幼児とふれあう機会等を通じて、次世代の親の育成を図ります。
- ・研修を行い教育内容や方法の充実を図りつつ、教職員の資質向上を図ります。
- ・住民参画の学校づくりや学校公開等を通じて、開かれた学校を目指します。
- ・子育てに関する情報提供や家庭教育講座等の学習機会の提供により、家庭での教育力の向上を図ります。
- ・地域との連携やイベント、地域資源の活用を通じて、地域の教育力の向上を図ります。
- ・関係団体との連携や消費生活教育を通じて、健全育成の環境づくりを推進します。

基本目標5. 支援が必要なこども・若者への対応などきめ細かな取組の推進

- ・こども家庭センターを中心に、児童虐待防止の情報発信や啓発活動を推進します。
- ・就業支援や生活支援サービスを充実させ、ひとり親家庭に対する支援を推進します。
- ・専門家や関係機関との連携を通じて、早期発見・対応を行い、適切な支援につなげます。
- ・様々な困難を抱えるこども・若者に対して相談体制の整備や情報提供を行い支援につなげます。

基本目標6. 生活環境の整備と安全の確保

- ・子育てしやすい住宅の整備を通じて、支援を充実させます。
- ・地域住民の要望を踏まえながら、安全な道路環境を整備します。
- ・公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を通じて、子育て環境の向上を図ります。
- ・交通安全教育等を通じて、地域における交通安全を推進します。
- ・警察や地域、関係機関と連携し、地域の防犯活動を充実させます。



量の見込みと確保方策

<こども数の推計>

(単位:人)

年齢	実績	推計					
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7→11年増減
0歳	37	29	31	31	33	33	4
1歳	21	39	31	33	33	35	△ 4
2歳	28	20	37	29	31	31	11
3歳	27	29	21	39	31	33	4
4歳	32	27	29	21	39	30	3
5歳	34	32	28	30	21	39	7
小計	179	176	177	183	188	201	25
6歳	41	33	31	26	28	20	△ 13
7歳	42	39	32	30	25	27	△ 12
8歳	37	43	40	33	31	27	△ 16
9歳	52	36	41	39	32	30	△ 6
10歳	37	54	38	44	42	34	△ 20
11歳	54	37	54	38	44	42	5
小計	263	242	236	210	202	180	△ 62
合計	442	418	413	393	390	381	△ 37

年齢	実績	推計					
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和7→11年増減
0歳	37	29	31	31	33	33	4
1～2歳	49	59	68	62	64	66	7
3～5歳	93	88	78	90	91	102	14
6～8歳	120	115	103	89	84	74	△ 41
9～11歳	143	127	133	121	118	106	△ 21

※令和6年実績は4月1日現在の住民基本台帳 ※「コーホート変化率法」にて推計

<教育・保育>

(単位:人)

認定区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定(3～5歳)	量の見込み	14	13	15	15	16
	確保方策	120	120	120	120	120
2号認定(3～5歳)	量の見込み	74	65	76	76	86
	確保方策	160	160	160	160	160
3号認定(0～2歳)	量の見込み	45	53	48	49	51
	確保方策	93	93	93	93	93

<地域子ども・子育て支援事業>

- 時間外保育事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 妊婦健康診査
- 児童育成支援拠点事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 妊婦等包括相談支援事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業
- 利用者支援事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業

※地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は計画書本編に掲載しています。

計画の推進 ～計画のすすめ方～

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、企業、町民と連携して、多くの意見を取り入れながら取組を広げていきます。

「こども大綱」の理念やこども・若者の権利について幅広く周知・啓発に取り組み、社会全体の理解の促進を図ります。

こども・若者に関する施策の策定や実施などにあたって、当事者であるこども・若者の意見反映や社会参画を積極的に取り入れることは、施策の実効性を高めることにつながるとともに、こども・若者にとって、自己肯定感や社会の一員としての主体性を育む経験となることも期待されます。このため、施策の目的や内容、対象とするこども・若者の年齢や発達の程度などに応じて、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めながら計画を推進していきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組めます。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

計画を着実に実行するために、施策の進捗状況を把握し、改善する仕組みであるPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的に計画を推進します。

点検・評価にあたっては、「箱根町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果を町民へ公表します。また、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。



発行・問い合わせ先

箱根町役場 福祉部 子育て支援課
〒250-0398
神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地
Tel: 0460-85-9595